

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第二百二十八号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数の者が、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護師の資格を有する者（少人数の乳幼児を保育する施設等にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は都道府県等が実施する研修の受講者等で、都道府県知事が当該施設の保育の実態を勘案して保育士に準じた専門性や経験を有していると認めた場合のこれらの者を含む。）であること。</p> <p>三 保育士でない者（国家戦略特別区域限定保育士を除く。）について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。</p> <p>四 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。</p>	<p>第一 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数の者が、保育士又は看護師の資格を有する者（少人数の乳幼児を保育する施設等にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は都道府県等が実施する研修の受講者等で、都道府県知事が当該施設の保育の実態を勘案して保育士に準じた専門性や経験を有していると認めた場合のこれらの者を含む。）であること。</p> <p>三 保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。</p> <p>（新設）</p>

第二ノ第九 (略)

第二ノ第九 (略)